鎌倉市拠点保育所整備方針

平成30年5月 鎌倉市こどもみらい部

目次

1	目自	勺	1
2	位置	畳付け	2
3		引	
4	方金	十の前提	3
5		計市立保育園の民営化計画における考え方との比較	
	(1)	拠点保育所	4
	(2)	民営化の手法	4
6	整備	肯方針	5
	(1)	対象園の選定	5
	(2)	用地の選定等	5
	(3)	対象法人の選定	5
	(4)	引継ぎ保育・移管	5
7	鎌倉	 市の役割	5
	(1)	公私連携型保育所	5
	(2)	保育水準向上のための取組	6
	(3)	保育士の採用・育成	6
8	今後	後のスケジュール	6

1 目的

鎌倉市では、増加、多様化する保育・子育てニーズに対応し、保育の質の向上を図るため、平成18年9月に「鎌倉市立保育園の民営化計画」(以下「民営化計画」という。)を策定し、公立保育園の運営を民間に移管(以下「民営化」という。)するとともに、拠点保育所¹の整備を進めてきました。この計画に基づき、平成20年に山崎保育園、平成24年に寺分保育園を民営化しました。また、平成19年度に深沢地域の拠点保育所として深沢保育園、平成27年度に玉縄地域の拠点保育所として岡本保育園を建替え、平成29年度に鎌倉地域の拠点保育所として材木座保育園と稲瀬川保育園の統合保育園である由比ガ浜保育園の建設を終え、この計画で定められた事業が完了しました。

一方、腰越地域の拠点保育所である腰越保育園、大船地域の拠点保育所である大船保育園については、施設面の課題等から果たすべき役割を十分に果たすことができていません。また、市民が保育行政に期待する役割は、引き続き、増加、多様化しており、鎌倉市としては、これらの役割への対応も課題となります。

このような背景の中、鎌倉市では、持続可能な行財政運営基盤の確立を目的として、「鎌倉市公共施設再編計画(平成27年3月)」、「第4次鎌倉市行革プラン(平成27年8月)」及び「鎌倉市第4次職員数適正化計画(平成29年2月)」を策定しており、これらの計画との整合を図りながら、2つの拠点保育所の建替えを行うとともに、保育・子育て支援サービスを充実させる必要があります。

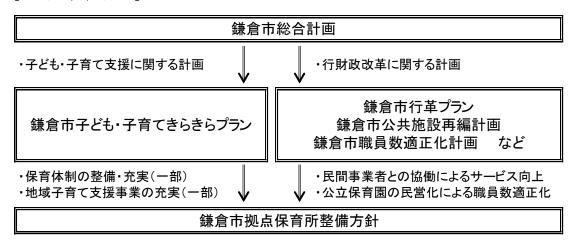
本整備方針は、厳しい財政状況の中でも、拠点保育所の機能を維持し、充実させていくために策定するものです。

¹ 拠点保育所とは、鎌倉市の5地域(鎌倉地域、腰越地域、深沢地域、大船地域、玉縄地域)に公立保育園をそれぞれ1園配置し、そこを市の拠点の保育園として位置付け、公立保育園独自の保育や地域の子育て支援事業等の充実を図っていこうとするものです(出所:鎌倉市立保育園民営化計画)。

2 位置付け

本整備方針は、子ども・子育て支援に関する基本計画である「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン(平成27年3月)」と、行財政改革に関する基本計画である「鎌倉市公共施設再編計画(平成27年3月)」、「第4次鎌倉市行革プラン(平成27年8月)」、「鎌倉市第4次職員数適正化計画(平成29年2月)」と整合を図りながら、今後の拠点保育所の建替えの方向性を定めるものです。

【方針の位置付け】



3 期間

平成30年度から平成37年度を本整備方針の期間とし、実際に事業を進めるにあたっては、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン(平成27年3月)」、「鎌倉市第4次職員数適正化計画(平成29年2月)」の進捗状況や、社会情勢等も踏まえながら、総合計画(実施計画)として位置付けて進めていきます。

4 方針の前提

鎌倉市では、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の各行政地域に1園、合計5園を地域の拠点となる拠点保育所として位置付け、施設整備を進めてきました。一方、施設面や保育士数の状況から拠点保育所の役割を十分に果たすことができていない腰越保育園と大船保育園の対応が課題となっています。

本整備方針では、その他行政計画との整合を図りつつ、施設整備(建替え)を具体化していくため、民間事業者による施設整備にあわせて両園を民営化することを前提とします。

表1 保育サービスの実施状況

	名称	運営形態	保育サービス等									
			定員	児童数	開所日	開所時間	O歳児 保育	一時 預かり	延長 保育	園庭開放 地域交流		
1	由比ガ浜保育園	公設 公営	180名	203名		7:00 ~19:00 (12時間)	2か月~	6か月~	0	0		
2	腰越保育園	公設 公営	90名	101名	日曜日		2か月~	1歳~	0	0		
3	深沢保育園	公設 公営	100名	94名	祝日 年末年始 以外		2か月~	6か月~	0	0		
4	大船保育園	公設 公営	80名	79名			6か月~	×	0	0		
5	岡本保育園	公設 公営	100名	100名			2か月~	6か月~	0	0		

[※]児童数は、平成30年4月1日現在。

表 2 施設の状況

			施設等										
	名称	運営 形態	構造	延床 面積	建築 年度	耐震化 状況		,	ヾリアフリ-	津波	/++ + _*		
							EV	車いす トイレ	車いす スロープ	手摺	点字 ブロック	浸水 予測	備考
1	由比ガ浜保育園	公設 公営	RC造 3階建て	2,096 m²	平成29	_	0	0	0	0	0	1~2m	子育て支援C 併設
2	腰越保育園	公設 公営	RC造 2階建て	835m²	昭和43	0	×	×	×	0	×	ı	
3	深沢保育園	公設 公営	RC造 4階建て	988m²	平成19		0	0	0	0	0	ı	子育て支援C 併設
4	大船保育園	公設 公営	RC造 2階建て	692m²	平成8	_	×	×	×	0	×	-	
5	岡本保育園	公設 公営	鉄骨造 2階建て	1,143m²	平成27	_	×	0	0	0	0	_	子育て支援C 併設

※子育て支援センターとの併設施設における延床面積は、認可保育所部分の面積を記載。

※耐震化状況の○は、耐震補強等により現行の耐震基準に適合していることを示しており、一は新耐震基準以降に建設された建物で耐震化が不要であることを示しています。

5 鎌倉市立保育園の民営化計画における考え方との比較

本整備方針と民営化計画における考え方との比較は次のとおりです。

(1) 拠点保育所

ア 地域性

鎌倉市の5地域に拠点保育所を1園ずつ配置する考え方を受け継ぎます。

イ 運営形態

拠点保育所は公立保育園とする考え方を改め、一部の拠点保育所では、建替えや保育サービスを充実させるため、民営化によりその実現を図ることとします。

民営化後の設置形態としては、市が設置し民間に運営を委託する「公設民営」方式と、民間が設置運営する「民設民営」方式がありますが、民営化後に運営法人が変わる可能性がなく、安定した保育所の運営が可能であることから「民設民営」方式とする考え方を受け継ぎます。

ウ役割

運営形態の見直しや保育・子育で支援ニーズの多様化に伴い、拠点保育所では、公立保育園独自の保育・子育で支援サービスを提供するという考え方を改め、通常の保育に加え、次のような役割を担うことで、鎌倉市全体の保育水準の向上を図る役割を担っていきます。

(ア) 特に配慮が必要となる障害児等への対処

拠点保育所における設備・運営の両面での体制整備を進め、特に配慮が必要となる障害児等についても、受入れを担保していきます。また、児童発達支援事業所との並行通園の実施など、関係機関との連携を強化していきます。

(イ) 一時預かり機能の拡充

待機児対策、リフレッシュのみならず、保護者が直前に申し込んでも受け入れることができるような一時預かり事業の体制整備を検討します。

(ウ) 小規模保育事業者等の連携施設としての役割

地域内の小規模保育事業者等の連携施設の役割を担います。満3歳に達して卒 園する児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、適切な受入れ枠を確 保します。

(エ) 地域子育て支援拠点事業の実施場所の確保

園庭開放や育児相談などの地域活動から一歩進み、拠点保育所を地域の身近な場所として捉え、地域子育て支援拠点(=子育て支援センター)との併設、連携を行います。

(2) 民営化の手法

ア 移管手法

従来は、一定期間の使用が可能な建物を対象として、土地を貸付け、建物を現状のまま譲渡する手法(現状移管)を採用してきましたが、拠点保育所としての機能を強化する目的には馴染まない手法であることから、腰越保育園と大船保育園を民営化する場合は、民間事業者が施設整備(建替え)を行った上で、運営を移管する手法を採

用します。

イ 事業者の選定手法

従来の考え方を受け継ぎ、拠点保育所として市が指定する事業の目標を達成するため、プロポーザル(企画立案)方式により事業者を選定します。選定にあたっては、 保護者とも十分に協議し、理解を得ながら進めます。

ウ引継ぎ保育

従来の考え方を受け継ぎ、公立保育園の保育内容を継承することや民営化による子どもたちの影響を最小限に抑えるため、一定期間の引継ぎ保育を実施します。

エ 保護者の選択する権利

従来の考え方を受け継ぎ、入所希望者に対しては、入所申込み段階で将来の民営化の可能性を開示するほか、保護者の選択する権利を尊重します。

6 整備方針

(1) 対象園の選定

施設面及び提供している保育サービスが充分ではない大船保育園と腰越保育園を今 後の建替え及び民営化の対象とします。

(2) 用地の選定等

今後、地域拠点校の検討状況も踏まえながら、現在地での建替え又は移築に係る条件の整理や用地の選定等を行い、建設地及び建替えの具体的な方法を決定します。

(3) 対象法人の選定

運営主体については、様々な分野の専門的知識を有するメンバーで構成する選定委員会を設置し、公募対象、公募条件、評価基準を定めます。

民営化計画において、公募対象を社会福祉法人としてきた経過を受け継ぎますが、社会福祉法人以外でも保育の実績がある法人が増えてきているため、今後、対象を広げる場合には、経営している保育所の状態、保育内容、研修システム等を十分に調査した上で、決定することとします。

(4) 引継ぎ保育・移管

保育内容や児童の特性を把握し、円滑に移管できるよう引継ぎ保育を実施した後に、 運営を移管します。期間や内容については、児童の状況、保育園の意見、保護者の意見 等も踏まえながら検討していきます。

7 鎌倉市の役割

(1) 公私連携型保育所

民営化後も拠点保育所として鎌倉市の関与を明確にするため、原則、民営化後の保育所を「公私連携型保育所」とします。公私連携による運営形態は、子ども・子育て支援新制度において新たに児童福祉法に定められた制度で、一定の協定に基づき、市から、土地・建物等の必要な設備の無償又は廉価による譲渡・貸付け等が可能となります。

本制度に基づき、拠点保育所として果たしていくべき役割を明確化するとともに、鎌

倉市として、拠点保育所に必要となる土地の確保や、土地・建物及び必要な設備等の無 償又は廉価による貸与を検討していきます。

(2) 保育水準向上のための取組

公立保育士のこれまでの実績を踏まえると、直接保育を提供する以外に人的資源を生かす余地は大きく、民営化により捻出される人的資源を活用することで、民間保育所の 支援を進めていきます。

具体的には、鎌倉市が運営する拠点保育所を活用しながら、認可保育所以外で働く保育士への研修提供、研修受講時や教員免許更新時の代替保育士派遣、小規模保育事業者等との連携、民営化後に課題が発生した場合の課題解決に向けた支援の実施等を検討します。

(3) 保育士の採用・育成

民間保育所の支援を行うためには、保育現場に精通する人材の育成も重要です。鎌倉市が運営する拠点保育所がその役割を担うことから、適切に拠点保育所を運営することができるように保育士の採用計画、教育システムを作成し、運用していきます。

8 今後のスケジュール

平成 30 年度以降、建替え又は移築に係る条件等の整理や用地の選定を行い、建設地及 び建替えの具体的な方法を決定します。今後、それらの状況を踏まえながら、具体的なス ケジュールを策定し、保護者説明、事業者の公募へと進みます。